

国立大学法人鹿屋体育大学新年俸制適用教員の退職手当の特例に関する規則

〔 令和 2 年 1 0 月 1 9 日 〕
規 則 第 1 4 号

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則（平成 1 6 年規則第 2 6 号。以下「職員退職手当規則」という。）第 2 3 条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員のうち、国立大学法人鹿屋体育大学新年俸制適用教員給与規則（令和 2 年規則第 1 3 号。以下「新年俸制給与規則」という。）の適用者の退職手当の特例に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月給制 国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成 1 6 年規則第 2 5 号。以下「給与規則」という。）に規定の給与制度をいう。
 - (2) 新年俸制適用教員 新年俸制給与規則の適用を受ける教員をいう。
 - (3) 現行の年俸制適用教員 国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則（平成 2 8 年規則第 2 号。以下「現年俸制給与規則」という。）の適用を受ける教員をいう。
 - (4) 本給月額 給与規則別表第 3 に規定されている本給月額のことをいう。
 - (5) 仮定本給 新年俸制適用教員となった後も、月給制が継続かつ経過しているものとして仮定する本給（級及び号給）をいう。
 - (6) 旧仮定本給 現行の年俸制適用教員となった後も、月給制が継続かつ経過しているものとして仮定する本給（級及び号給）をいう。
- 2 その他用語の意義については、職員退職手当規則の規定を適用する。

（勤続期間の計算の特例）

第 3 条 退職手当の基礎となる勤続期間の計算においては、現年俸制給与規則が適用されていた期間は含まないものとする。ただし、職員退職手当規則第 6 条の適用要件となる勤続期間 2 0 年以上を有するかの判定にあたっては、通算することができるものとする。

- 2 他の国立大学法人等において、本学の現年俸制給与規則に相当するものを適用されていた期間については、現年俸制給与規則が適用されていた期間とするものとする。

（再計算過程における昇給区分の特例等）

第 4 条 退職日本給月額算定のための再計算過程における仮定本給の昇給については、原則として、鹿屋体育大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成 1 6 年細則第 4 号。以下「初任給等細則」という。）第 3 3 条の規定に基づき得られた昇給区分を適用するものとする。

2 退職日本給月額算定のための再計算過程における旧仮定本給の昇給については、原則として、初任給等細則第33条に規定の昇給区分Cを適用するものとする。

(退職手当の調整額の特例)

第5条 再計算過程における新年俸制給与規則の適用期間となる退職手当の調整額区分については、仮定本給の職務の級により、教育職員本給表5級を受けていた期間については第6号区分、同本給表4級を受けていた期間については第8号区分をそれぞれ適用するものとする。

(準用)

第6条 新年俸制適用教員の退職手当に関し、この規則に定めのない事項については、職員退職手当規則の規定を準用するものとする。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。